

ご利用ください「市立プール」

担当

スポーツ課

☎046(252)8162
FAX 046(255)3550

☎046(252)8162
FAX 046(255)3550

皆さんの体力向上と健康増進を目的に、市立プールを一般開放します。詳しくは、「プール利用案内」をご覧ください。

30分～5時50分

○休場日 ▼日曜・月曜・水曜・金曜日

①②③④

⑤⑥ ▼火曜・木曜・土曜

曜日

※⑦は、8月6日(日)に一般開場しません。

○開場日時 7月20日(木)～8月31日(木) ▼午前

の部

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

1回210円

※市内在住で市外の小・中学校などへ通学する児童・生徒は、市役所2階スポーツ課でプール利用証を交付します(身分証・明書(学生証など)持参)。

利用上の注意

●必ず水泳帽子を着用してください。

●小学校未就学児、小学校低学年の児童、一人での利用が困難な方には付き添いが必要です。また、小学校高学年の児童でも付き添いが必要になる場合があります。

※付き添いでプールに入らない方は無料。

●おもむきが取れていない乳幼児(水泳用紙おもむつを含む)は、利用できません。

●駐車場がないため、車で来場はご遠慮ください。

●市役所2階スポーツ課・1階市民情報コーナー、各出張所などで配布する「プール利用案内」の注意事項を守ってください。

●必ず水泳帽子を着用してください。

●小学校未就学児、小学校低学年の児童、一人での利用が困難な方には付き添いが必要です。また、小学校高学年の児童でも付き添いが必要になる場合があります。

※付き添いでプールに入らない方は無料。

●おもむきが取れていない乳幼児(水泳用紙おもむつを含む)は、利用できません。

●駐車場がないため、車で来場はご遠慮ください。

●市役所2階スポーツ課・1階市民情報コーナー、各出張所などで配布する「プール利用案内」の注意事項を守ってください。

●必ず水泳帽子を着用してください。

●小学校未就学児、小学校低学年の児童、一人での利用が困難な方には付き添いが必要です。また、小学校高学年の児童でも付き添いが必要になる場合があります。

※付き添いでプールに入らない方は無料。

●おもむきが取れていない乳幼児(水泳用紙おもむつを含む)は、利用できません。

●駐車場がないため、車で来場はご遠慮ください。

●市役所2階スポーツ課・1階市民情報コーナー、各出張所などで配布する「プール利用案内」の注意事項を守ってください。

●必ず水泳帽子を着用してください。

●小学校未就学児、小学校低学年の児童、一人での利用が困難な方には付き添いが必要です。また、小学校高学年の児童でも付き添いが必要になる場合があります。

※付き添いでプールに入らない方は無料。

●おもむきが取れていない乳幼児(水泳用紙おもむつを含む)は、利用できません。

●駐車場がないため、車で来場はご遠慮ください。

●市役所2階スポーツ課・1階市民情報コーナー、各出張所などで配布する「プール利用案内」の注意事項を守ってください。

●必ず水泳帽子を着用してください。

●小学校未就学児、小学校低学年の児童、一人での利用が困難な方には付き添いが必要です。また、小学校高学年の児童でも付き添いが必要になる場合があります。

※付き添いでプールに入らない方は無料。

●おもむきが取れていない乳幼児(水泳用紙おもむつを含む)は、利用できません。

●駐車場がないため、車で来場はご遠慮ください。

●市役所2階スポーツ課・1階市民情報コーナー、各出張所などで配布する「プール利用案内」の注意事項を守ってください。

●必ず水泳帽子を着用してください。

●小学校未就学児、小学校低学年の児童、一人での利用が困難な方には付き添いが必要です。また、小学校高学年の児童でも付き添いが必要になる場合があります。

※付き添いでプールに入らない方は無料。

●おもむきが取れていない乳幼児(水泳用紙おもむつを含む)は、利用できません。

市立プール監視員募集

7～9月に市立プールで勤務する監視員(7月1日現在満18歳以上)を募集します。警備(監視)業者をご案内しますので、担当へお問い合わせください。

温水プール利用料金助成

担当

福祉長寿課

☎046(252)7127
FAX 046(252)8238

市では高齢者の介護予防と健康の増進を目的に、高座施設組合屋内温水プール利用料金を助成します。

○対象 市内在住で65歳以上の方

○助成額 200円(通常

の半額で利用可)

○申込方法 プール窓口で

公的機関が発行する身分

証明書を提示し、申請書

に署名

○ところ 市公民館2階

会議室

○相談員 県建築士事務所

協会座間支部会員

○対象 昭和56年5月31

日以前に建築された木造

住宅

○持ち物 受付後に市が送

付する書類、確認申請な

どの図面(略図可)、建

物状況が分かる写真など

○申込方法 7月6日(木)

までに電話で担当へ

※市ホームページで「誰

でもできるわが家の耐震

診断」が利用できます。

◆相談会を受けた方の補助

▽耐震診断希望者

▽耐震診

事項を記入し、▽8・9

月取り付け

(金)まで▽10・11月取

り付け

▽9月8日(金)に直接

担当へ



家具転倒防止板設置工事

担当

福祉長寿課

☎046(252)7127
FAX 046(252)8238

地震の際に家具の下敷きになることを防ぐ「家具転倒防止板」の設置が困難な世帯に対して、一世帯4台を上限に市の委託業者が設置工事を行います。

※背面が壁に接していない家具は取り付けられません。

○対象 自力で家具転倒防止対策が困難な65歳以上の高齢者だけの世帯および身体障害者手帳1級・2級の方だけの世帯(過去に利用した世帯を除く)

※右記に準ずる世帯も対象になります。

○費用 1678円(取

付作業費)に家具転倒防

止板購入費(幅90センチ

メートルの家具1台で8

00円程度)を加えた額

※市民税非課税世帯の取

付作業費は無料。畳の上

の家具は1台1000円程

度加算します。

○申込方法 申請書に必要

事項を記入し、▽8・9

月取り付け

(金)まで▽10・11月取

り付け

▽9月8日(金)に直接

担当へ



木造住宅無料耐震相談会

担当

建築住宅課

☎046(252)7396
FAX 046(255)3550

○とき 7月29日(土)

午前9時30分～午後4時

の間で約45分(申込順・

時間予約制)

○ところ 市公民館2階

会議室

○相談員 県建築士事務所

協会座間支部会員

○対象 昭和56年5月31

日以前に建築された木造

住宅

○持ち物 受付後に市が送

付する書類、確認申請な

どの図面(略図可)、建

物状況が分かる写真など

○申込方法 7月6日(木)

までに電話で担当へ

※市ホームページで「誰

でもできるわが家の耐震

診断」が利用できます。

◆相談会を受けた方の補助

▽耐震診断希望者

▽耐震診

事項を記入し、▽8・9

月取り付け

(金)まで▽10・11月取

り付け

▽9月8日(金)に直接

担当へ

断費の2分の1(上限5

万円) ▼改修計画書作成

希望者

費用の2分の1(上限5

万円) ▼耐震改修工事実

施者

2分の1(上限3万円)

および耐震工事費用の2

分の1(上限50万円)、

一定の収入に満たない場

合は20万円を加算、市内

施工者の場合は20万円加

算

※住宅耐震改修をした場

合、所得税額の特別控除

および固定資産税額の減

額措置の制度があります。

市では、建物の耐震

診断について、電話や

訪問などの個別勧誘は

行っていません。

「ごみ分別アプリさんあ〜る」

ごみの分別などを便利にするスマートフォン用のアプリケーションを公開しました。主な機能は次の通りです。

ごみ出し日通知 設定地域の当日のごみ出し内容を通知(通知時刻設定可)

ごみ・資源物分別ガイド 品目ごとの分別方法を表示

よくある質問 頻度の多い問い合わせと回答を表示

○利用方法 Google PlayまたはApp Storeで「さんあ〜る」と検索し、ダウンロード後、画面の指示に従って登録
※利用料無料、通信料利用者負担。

担当 資源対策課
☎046(252)7659 FAX 046(252)7616